

岩手県告示第549号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

令和2年8月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市南西部（都南中央第三地区土地区画整理事業地内）
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年8月31日から令和3年2月14日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量（3級及び4級）及び出来形確認測量